

# 未来創造「新・ものづくり特区」総合特区 (農振法・農地法の特例の活用(平成29~33年度実施))

## 特区の主な目標

- 市街化調整区域及び新・産業集積エリアを「未来創造『新・ものづくり』特別区域として農業と工業の均衡のとれた土地利用を促進する区域とする。
- 離農希望のある農家の農地を集約し、規模拡大を志向する農家への利用集積や企業の農業参入を推進する。
- 防災対策として、安全な地域に工場用地を確保し、ものづくりの集積地として新産業の創出を目指すことにより、移転による空洞化対策及び、安定的な雇用の確保を図る。

## 事業イメージ

### ○耕作放棄地再生事業

#### 耕作放棄地調査

- ・農地の再整備による営農地の拡大
- ・担い手の確保のため企業の農業参入を進める。



利用あっせん

### ○新・産業集積エリアと立地誘導地区(重点エリア)

#### 新・産業集積エリア

- ・BCP対策として、企業が内陸部での立地を希望
- ・国、県、市の調整会議により工場用地を造成し、市街化区域に編入

#### 立地誘導地区(重点エリア)

- ・迅速な立地を目指す企業のために市街化調整区域に重点エリアを設定し、比較的小規模な立地を誘導

## 特区における効果

- 耕作放棄地が減少し、新たな担い手として企業に農業参入を促進することで、農業振興が図られる。
- 立地企業件数が増加することで、安定的な雇用の場を確保するとともに製造業の売上高の向上を目指していく。
- 農地、工場用地の新規造成、再整備などにより、均衡のとれた土地利用を促進することで、本市における産業の地域活性化を図っていく。